

2 訪問型サービス(独自)サービスコード表(令和7年4月1日～)

※網掛け部は使用しない

サービスコード 種類	サービス内容略称 項目	算定項目			合 成 単位数	算定単位
A2 1111	訪問型独自サービス11	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合 ロ 1月当たりの回数を定める場合	(1)1週に1回程度の場合 1,176単位		1,176	1月につき
A2 2111	訪問型独自サービス11日割		(1)1週に1回程度の場合 1,176卖位	日割の場合	39単位	1日につき
A2 1211	訪問型独自サービス12		(2)1週に2回程度の場合 2,349卖位		2,349	1月につき
A2 2211	訪問型独自サービス12日割		(2)1週に2回程度の場合 2,349卖位	日割の場合	77単位	1日につき
A2 1321	訪問型独自サービス13		(3)1週に2回を超える程度の場合 3,727卖		3,727	1月につき
A2 2321	訪問型独自サービス13日割		(3)1週に2回を超える程度の場合 3,727卖	日割の場合	123単位	1日につき
A2 2411	訪問型独自サービス21		(1)標準的な内容の指定相当 訪問型サービスである場合		287卖位	1回につき
A2 2511	訪問型独自サービス22		(2)生活援助が中心である場合 (一)所要時間20分以上45分未満の場合		179卖位	179
A2 2621	訪問型独自サービス23		(2)生活援助が中心である場合 (二)所要時間45分以上の場合		220卖位	220
A2 1411	訪問型独自短時間サービス		(3)短時間の身体介護が中心である場合		163卖位	163
A2 C211	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算11	高齢者虐待防止措置未実施減算	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合		12卖位減算	-12
A2 C220	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算11日割		(1)1週に1回程度の場合	日割の場合	1卖位減算	-1
A2 C212	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算12		(2)1週に2回程度の場合		23卖位減算	-23
A2 C213	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算12日割		(2)1週に2回程度の場合	日割の場合	1卖位減算	-1
A2 C214	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算13		(3)1週に2回を超える程度の場合		37卖位減算	-37
A2 C215	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算13日割		(3)1週に2回を超える程度の場合	日割の場合	1卖位減算	-1
A2 C216	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算21		ロ 1月当たりの回数を定める場合	(1)標準的な内容の指定相当訪問型サービスである場合	3卖位減算	-3
A2 C217	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算22		ロ 1月当たりの回数を定める場合	(2)生活援助が中心である場合 (一)所要時間20分以上45分未満の場合	2卖位減算	-2
A2 C218	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算23		ロ 1月当たりの回数を定める場合	(二)所要時間45分以上の場合	2卖位減算	-2
A2 C219	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算短時間		ロ 1月当たりの回数を定める場合	(3)短時間の身体介護が中心である場合	2卖位減算	-2
A2 D211	訪問型独自業務継続計画未策定減算11	業務継続計画未策定減算	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合		12卖位減算	-12
A2 D220	訪問型独自業務継続計画未策定減算11日割		(1)1週に1回程度の場合	日割の場合	1卖位減算	-1
A2 D212	訪問型独自業務継続計画未策定減算12		(2)1週に2回程度の場合		23卖位減算	-23
A2 D213	訪問型独自業務継続計画未策定減算12日割		(2)1週に2回程度の場合	日割の場合	1卖位減算	-1
A2 D214	訪問型独自業務継続計画未策定減算13		(3)1週に2回を超える程度の場合		37卖位減算	-37
A2 D215	訪問型独自業務継続計画未策定減算13日割		(3)1週に2回を超える程度の場合	日割の場合	1卖位減算	-1
A2 D216	訪問型独自業務継続計画未策定減算21		ロ 1月当たりの回数を定める場合	(1)標準的な内容の指定相当訪問型サービスである場合	3卖位減算	-3
A2 D217	訪問型独自業務継続計画未策定減算22		ロ 1月当たりの回数を定める場合	(2)生活援助が中心である場合 (一)所要時間20分以上45分未満の場合	2卖位減算	-2
A2 D218	訪問型独自業務継続計画未策定減算23		ロ 1月当たりの回数を定める場合	(二)所要時間45分以上の場合	2卖位減算	-2
A2 D219	訪問型独自業務継続計画未策定減算短時間		ロ 1月当たりの回数を定める場合	(3)短時間の身体介護が中心である場合	2卖位減算	-2
A2 6001	訪問型独自サービス同一建物減算1	事業所と同一建物の利用者等にサービスを行う場合	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	所定単位数の 10% 減算		1月につき
A2 6003	訪問型独自サービス同一建物減算2		事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合	所定単位数の 15% 減算		
A2 6002	訪問型独自サービス同一建物減算3		同一の建物等に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合	所定単位数の 12% 減算		
A2 8000	訪問型独自サービス特別地域加算	特別地域加算		所定単位数の 15% 加算		1月につき
A2 8001	訪問型独自サービス特別地域加算日割			所定単位数の 15% 加算		1日につき
A2 8002	訪問型独自サービス特別地域加算回数			所定単位数の 15% 加算		1回につき
A2 8100	訪問型独自サービス小規模事業所加算	中山間地域等における小規模事業所加算		所定単位数の 10% 加算		1月につき
A2 8101	訪問型独自サービス小規模事業所加算日割			所定単位数の 10% 加算		1日につき
A2 8102	訪問型独自サービス小規模事業所加算回数			所定単位数の 10% 加算		1回につき
A2 8110	訪問型独自サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算		所定単位数の 5% 加算		1月につき
A2 8111	訪問型独自サービス中山間地域等加算日割			所定単位数の 5% 加算		1日につき
A2 8112	訪問型独自サービス中山間地域等加算回数			所定単位数の 5% 加算		1回につき
A2 4001	訪問型独自サービス初回加算	ハ 初回加算		200卖位加算	200	1月につき
A2 4003	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算 I		(1)生活機能向上連携加算(I)	100卖位加算	100	
A2 4002	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算 II	二 生活機能向上連携加算	(2)生活機能向上連携加算(II)	200卖位加算	200	
A2 6102	訪問型独自口腔連携強化加算		ホ 口腔連携強化加算	50卖位加算	50	月1回限度
A2 6269	訪問型独自サービス処遇改善加算 I	ヘ 介護職員処遇改善加算	(1)介護職員処遇改善加算(I)	所定単位数の 245/1000 加算		1月につき
A2 6270	訪問型独自サービス処遇改善加算 II		(2)介護職員処遇改善加算(II)	所定単位数の 224/1000 加算		
A2 6271	訪問型独自サービス処遇改善加算 III		(3)介護職員処遇改善加算(III)	所定単位数の 182/1000 加算		
A2 6380	訪問型独自サービス処遇改善加算 IV		(4)介護職員処遇改善加算(IV)	所定単位数の 145/1000 加算		